

○京都府自治会館管理組合旅費条例

(平成 8 年 1 月 19 日 条例第 3 号)

改正 平成10年 2 月 13 日 条例第 1 号 平成14年 5 月 28 日 条例第 2 号
平成16年 3 月 31 日 条例第 1 号 平成26年10月20日 条例第 1 号
令和 3 年 2 月 24 日 条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、公務のため旅行する組合の職員及びその他の者（以下「職員等」という。）に対し支給する旅費に関しその基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに経費の適正な支出を図ることを目的とする。

2 組合が職員等に対し支給する旅費に関しては、他の条例に特別の定めがある場合を除く外、この条例の定めるところによる。

(用語の意義)

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅行 本州、北海道、四国、九州及びその附属の島の存する領域における旅行をいう。
- (2) 出張 職員が公務のため一時その在勤公署を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- (3) 遺族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (4) 指定職の職務にある者 議会の議員、監査委員、委員会及び審査会の委員、管理者及び副管理者をいう。
- (5) その他の職務にある者 指定職の職務にある者以外の組合の職員をいう。

2 この条例において、「何級の職務」とは京都府自治会館管理組合職員の給与に

関する条例（平成8年京都府自治会館管理組合条例第23号）第3条第1項に規定する給料表による当該級の職務（給料表の適用を受ける職員以外の者については、管理者がこれに相当すると認める給料表による級の職務）をいう。

- 3 この条例において「何々地」という場合には、市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）をいう。ただし、「在勤地」という場合には、京都市内をいうものとする。

（平10条例1・平26条例1・令3条例1・一部改正）

（旅費の支給）

第3条 職員が出張した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

- 2 職員又はその遺族が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。

(1) 職員が出張のため旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

- 3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったことその他これらに準ずるものとして規則で定める事由により退職等となった場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

- 4 職員又は職員以外の者が、組合の関係市町村の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し旅費を支給する。

- 5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除く外、他の条例に特別の定めがある場合、その他組合費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

- 6 第1項、第2項、第4項及び前項の規定により、旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に第4条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該

金額のうちその者の損失となった金額で規則で定める額を旅費として支給することができる。

- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他管理者が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める額を旅費として支給することができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、管理者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項及び第5項の規定に該当する旅行 旅行依頼

- 2 管理者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

- 3 管理者は、既に発した旅行命令等を変更（取消を含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は第5条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

- 4 管理者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令書又は旅行依頼書（以下「旅行命令書等」という。）を提示してこれをしなければならない。ただし、旅行命令書等を提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

- 5 管理者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけ速やかに旅行命令書等を当該旅行者に提示しなければならない。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令

等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ管理者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに管理者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の種類）

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ、1夜当たりの定額により支給する。

9 第1項に掲げる旅費のうち、鉄道賃、船賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料の支給に代え、日額旅費を旅費として支給することがある。

（旅費の計算）

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路

及び方法によって計算する。

第 8 条 旅費計算上の旅行日数は、第 3 項の規定に該当する場合を除く外、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除く外、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて 1 日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に 1 日未満の端数を生じたときは、これを 1 日とする。

3 第 3 条第 2 項各号の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第 1 項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

第 9 条 旅行者が同一地域（第 2 条第 2 項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の 1 割、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の 2 割に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第 1 0 条 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

第 1 1 条 1 日の旅行において日当又は宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

第 1 2 条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

（旅費の請求手続き）

第 1 3 条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び

概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者は、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを管理者に提出しなければならない。この場合において、必要な添附書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後、規則で定める期間内に当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 管理者は前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、規則で定める期間内に当該過払金を返納させなければならない。

4 管理者は、その支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、管理者がその後においてその者に対し支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

(証人等の旅費)

第14条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除く外、この条例に定める職員の旅費に準じて規則で定める旅費とする。

(鉄道賃)

第15条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。） 、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金による。

(1) その乗車に要する運賃

(2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金

(3) 指定職の職務にある者が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

- (4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り、支給する。

- (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの
(2) 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第4号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(平26条例1・一部改正)

(船賃)

第16条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 指定職の職務にある者については、上級の運賃

イ その他の職務にある者については、中級の運賃

- (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃

- (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

- (4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

- (5) 第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行の場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

- (6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に

規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

- 2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(平10条例1・一部改正)

(航空賃)

第17条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第18条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

- 2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第12条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。
- 3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(日当)

第19条 日当の額は、別表の定額による。

- 2 在勤地内を除く鉄道片道100キロメートル未満、陸路片道50キロメートル未満又は京都府内の旅行の場合における日当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額とし、在勤地内の旅行の場合における日当については、これを支給しない。
- 3 指定職の職務にある者については、前項の規定は適用しない。

(平10条例1・平14条例2・平16条例1・一部改正)

(宿泊料)

第20条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表の定額による。

- 2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第21条 食卓料の額は、別表の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃の外に別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(日額旅費)

第22条 第6条第9項の規定により支給する日額旅費は、職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張のための旅行について定額をもって支給するものとし、その支給を受けるものの範囲、額及び支給条件は、規則で定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、同条同項に掲げる旅費についてこの条例で定める額を超えることができない。

(在勤地内の旅行の旅費)

第23条 在勤地内における旅行については、次の各号に規定する額の旅費又は当該旅費を基準とする日額旅費に限り支給する。

- (1) 交通機関を利用する必要がある場合には、その利用に要する鉄道賃、船賃及び車賃
- (2) 日当については、条例第19条に規定する額
- (3) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別表の宿泊料定額

(在勤地以外の同一地域内の旅行の旅費)

第24条 在勤地以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃は支給しない。ただし、次の各号に該当する場合にあっては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

- (1) 鉄道100キロメートル、水路50キロメートル又は陸路25キロメートル以上の旅行の場合には、第15条、第16条又は第18条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃
- (2) 前号の規定に該当する場合を除く外、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額を超えるときは、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃

(退職者の旅費)

第25条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- (1) 職員が出張中に退職等となった場合で、退職等になった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受け又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費
- (2) 職員が出張中に退職等となった場合で、退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

(遺族の旅費)

第26条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する旅費とする。

- 2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第3号に掲げる順位により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(旅費の調整)

第27条 旅行者が公用の交通機関、宿泊施設を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上、この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は必要としない旅費を支給することとなるときは、その不当に実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費については、その全部又は一部を支給しない。

- 2 前項に規定する旅費の調整に関し必要な事項については、規則で定める。

- 3 旅行者がこの条例の規定による旅費によって旅行することが当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上困難である場合は、管理者が別に定める旅費を支給することができる。

(条例の施行について必要な事項)

第28条 この条例の実施のための手続きその他の執行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平16条例 1 ・旧附則 ・一部改正、平26条例 1 ・旧第 1 項 ・一部改正)

附 則（平成10年 2 月13日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年 5 月28日条例第 2 号）

（施行期日等）

この条例は、公布の日から施行し、平成14年 6 月 1 日から適用する。

附 則（平成16年 3 月31日条例第 1 号）

この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年10月20日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月24日条例第 1 号）

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第19条一第21条、第23条関係）（平14条例2・全改、平26条例1・一部改正）

区分		日当 (1日につき)	宿泊料（1夜につき）		食卓料 (1日につき)
			甲地方	乙地方	
指定職の職務にある者		円 3,000	円 14,800	円 13,300	円 2,200
その他の職務にある者	5級以上	2,600	13,100	11,800	2,200
	4級以下	2,200	10,900	9,800	2,200

備考

宿泊料の欄中甲地方とは、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第1の1の備考欄に規定する甲地方その他これらに準ずる地域で管理者が指定する地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。